

びざん

3
月号

枝豆の播種受託作業を開始

北部営農経済センターアグリサポートセンターは、1月末より枝豆の播種受託作業を開始しました。センターでは生産者の播種作業の労力負担軽減に向け、マルチ被覆同時播種機を導入し、作業受託を行っています。マルチ被覆によって、泥の跳ね返りを防ぎ、

土壌の水分と地温を確保できることにより、高品質出荷を目指します。また、生産者は播種作業を委託することで、枝豆生産に参入しやすくなったことを活かし、多品目と上手く組み合わせ、リレー栽培に役立てています。播種作業は5月下旬まで続く予定です。



水稲苗安定供給へ
育苗ハウス第二期工事完了



JA徳島市は、安定した水稲苗の供給体制の構築を図ることを目的に、令和4年度より育苗施設の再編整備を行っています。

ハウスは、第一期工事と同様、JA共済・地域農業活性化助成、農林中金・ふるさと共創事業を活用して建設されました。

第二期
工事では、
連棟2基
のハウス
(約11畝)
が新設さ
れました。



果樹選果場
共同冷蔵庫を更新



南部営農経済センター果樹選果場は、場内にある共同保冷库3基を更新し、1月22日に引き渡しが行われました。

従来の保冷库は昭和61年から、冷蔵すだちの貯蔵、キウイフルーツ・ねぎなど農産物の冷蔵保管に使用しています。

機能強化工事は、JA共済・地域農業活性化助成、農林中金・ふるさと共創事業、県単事業・農山漁村未来創造事業を活用し行われ、3基それぞれの保冷库のユニットを独立させました。

更新により、機能性向上を図り、省エネ効果が期待できます。また、品目・用途に合わせて保冷库の使い分けが可能となる他、万が一の故障時にリスク分散できます。

果樹選果場井上和行課長は、「保冷库の機能性を向上させることで、さらなる高付加価値農産物の生産量拡大及び農家所得の増大を目指したい。」と話しました。

みかん貯蔵庫を巡回

1月15日、佐那河内支所みかん部会の役員10名とJA担当、営農指導員、JA全農くしま担当者は、佐那河内村でみかんの貯蔵庫の巡回をしました。出荷に向け、各生産者が所有する貯蔵庫を班に分かれて訪問し、果実の大きさや着色、規格別の貯蔵量を調査しました。

みかんは収穫後、3力月間、土壁造りの貯蔵庫で熟成させます。品質保持のため、貯蔵庫は室温3〜5度、湿度約85%で管理します。今年は表年で、樹冠外周部の着花は派手であったものの、収穫量は少ない傾向です。要因は、開花後30日前後(6月中)の高気温の影響から生理落花が多かったと推測しています。果実は、浮皮が少なく品質良好で、糖度・酸度は、調査する中でも最も高かった令和3年に極めて近い数値です。

市原善文部会長は「今後も貯蔵庫の換気をこまめに行い、品質管理を徹底したい。」と話しました。

今年度、部会では生産者70戸で栽培面積約40畝を栽培します。「大津」、「縄手」は2月上旬に、「十万」は、2月中旬〜3月下旬に関東方面へ出荷されます。総出荷量は480t(前年比132%)、目標販売金額は1億円を計画しています。



れんこん腐敗病対策

土壌微生物を活用し 持続農業を

れんこん持続農業協議会（事務局：JA徳島市営農センター）は、れんこん腐敗病対策として、1月29日、立正大学教授 横山和成氏（株式会社DGCテクノロジー・チーフリサーチャー）を講師として招き、川内公民館（徳島市）で研修会を開催し、生産者、JA職員、支援センター職員等、約50名が参加しました。

れんこん持続農業協議会は、深刻化する腐敗病に、様々な防除対策を講じており、現在、水田に最適な堆肥の施用と有用微生物に着目した土壌改良を進めています。

研修会では、「土壌微生物の多様性と土壌の豊かさについて」をテーマに、横山氏がライフワークとして取り組んできた成果として、土壌微生物の多様性・活性値を高めることが、病害の抑止に繋がることについて説明がありました。また、土壌微生物多様性・活性値の高い土で病気が発生しにくいメカニズムとして、植物の根張りの向上、微生物が群衆で活動すること、土の団粒構造の発達から病原菌の活動を抑制させる仕組みが紹介されました。

さらに土壌微生物の分析の方法として、サンプル土壌から有機物の分解速度を調べ、結果から微生物の多様性・活性値を計測した値を出し、評価をすることが説明されました。

JA徳島市営農センター平川文男指導員は、「時間は要するが、土壌改良によって生産力向上を目指したい。」と話しました。

JA 徳島市管内の
情報をお届け

トピックス



【▲講義を行う横山氏】

第41回徳島県花き展示品評会 近藤昭文さんのシンビジウムが徳島県知事賞を受賞

1月27、28日の2日間、県立21世紀館イベントホールで、とくしまの花振興協会主催（徳島県・JA徳島中央会・JA全農ととくしま共催）の「第41回徳島県花き展示品評会」が開催されました。

会場には、県内の花き生産組織などから黄金ヒバ・胡蝶蘭・バラなど、切り花104点、枝葉物17点、鉢物13点の計134点が出品されました。厳正なる審査の結果、見事、JA徳島市花卉部会の近藤昭文さんのシンビジウムが徳島県知事賞を受賞しました。【▶写真は、近藤さんが出品したシンビジウム（品種：タルト）】



さくらもいちご 香港の無印良品「徳島フェア」に出展

MUJI 香港 Telford Plaza 店において開催された「阿波ふうとフェア」でさくらもいちごが1月26日から2月1日まで期間限定で出展されました。

出展は無印良品香港よりオファーがあり、実現されました。MUJI 香港 Telford Plaza 店は、現在、香港にある無印良品店舗の中で最大の売場面積（約2,200㎡）を持ち、無印良品香港初となる「食」をテーマとした店舗です。茶葉・お米の量り売りサービスなど、食に関連する新しい商品とサービスを提供しています。

今回は、さくらもいちごが1パック\$128（約2,405円、1\$=約18.79円）、2パック\$228（約4,283円）で販売されました。同じコーナーでは、なんと金時、しいたけ、みかん等も出展されました。

店舗のポップには「徳島県佐那河内村のみで生産されている、地域限定・数量限定のいちごです。味はしっかりしていて酸味が少なく非常にジューシーで、通常のいちごよりも甘みが際立っています。」と表示され買い物客から注目を浴びました。

香港において、日本のいちごは食味が良く、安心・安全という点から非常に人気が高く、一躍ブームとなっています。

佐那河内もいちご部会 栗坂政史部会長は「国外の方にさくらもいちごを知って頂けて、非常に光栄だ。たくさんの方に味わっていただきたい。」と話しました。



関西市場へ年始挨拶並びに販売促進依頼

1月15、16日の両日、年始挨拶並びに販売促進依頼のため、松田清見組合長と小角久雄参事は、関西市場5社（大果大阪青果、大阪中央青果、神果神戸青果、東果大阪、奈良大果、）を訪問しました。アフターコロナの正念場を迎えた今、年末の市場訪問に続き、連続して要請しました。

現在、円安・原油高騰等に伴う生産資材等の価格高騰が農家経営に大きな影響を及ぼす反面、まだまだ農産物への価格転嫁は思うように進んでいない状況を各社に伝え、農産物への適正な販売価格転嫁の依頼とさらなる販売促進を要請しました。各市場側からは、「非常に厳しい状況は十分に理解しているので、より一層努力する。」「将来にわたり、国産農産物の再生産が可能であるよう、生産・物流コスト上昇分を適正に販売価格へ反映させていくために、JA・市場・関係機関が連携し、国や自治体へ強く働きかけていきましょう。」との返答を頂きました。さらに松田組合長は、市場に対し、「2024年問題により、関西市場の重要性がさらに高まっている。近郊産地であるJA徳島市とより密接な連携を図っていただきたい。」と強く求めました。小角参事は、「引き続き、市場との意見交換を行い、理解を求めながら、価格等の交渉要請を継続して行っていく。」と話しました。



曲がりくねった形を活かして！生け花用花材に キウイフルーツ巻き枝

佐那河内キウイフルーツ部会は、剪定時期に切断した巻き枝を花材加工業者へ出荷しています。毎年約1万本の枝が出荷され、地元の花材販売業者(徳島市)が加工・販売を行っています。主に、鑑賞用・生け花の花材として需要が高いそうです。JAでは、約20年前からキウイフルーツ生産者が巻き枝の出荷を行っています。



▲写真は、集荷のキウイフルーツの巻き枝



▲加工したキウイフルーツの巻き枝

出荷される枝の規格は、太くて、よく巻きのあるもので、全長120センチ程度のもの。枯れ枝は、折れやすく地肌が黒いため、加工に向きません。集荷されたものは、樹皮を剥き、特殊技術によって漂白されます。同様に花材販売業者では、枝垂れ桑、雲竜桑、ほうき草、ミツマタ等をほぼ県内で購入・または自社栽培し、加工をしています。中でも、素材としてのキウイフルーツの枝の特徴は、形状に融通は利きづらいものの、曲がりくねった曲線が複雑です。また、趣があり力強さが表現できると定評があります。

花材販売業者の担当者は、「染料・塗料を一切使用せずに特殊な技術で加工している。一つとして同じ形のものがないので、鑑賞を楽しんでいただきたい。」と話しています。営農経済部井河勝淑部長は「農業経営において本来、廃棄されるものが再利用され収益向上に繋がることは、時代の流れに合っている。今後もJAとしてサステナブルな取り組みを促進させたい。」と話しました。

JA×徳島市 協定締結 さらなる農業振興と地域貢献へ

JA徳島市と徳島市は「農業振興と地域貢献に係る協定」を締結し、12月下旬に調印が交わされました。目的は農業振興、地域貢献に係る分野に、JAと徳島市が連携し取り組むことによって地域の活性化を図ることです。

今後、連携して取り組む事項は①農業振興②農福連携③食育活動④健康づくりの推進の4項目であり、連携内容の一例は、①農業振興に関しては、就農希望者への情報提供、農業者へのスマート農業支援などを拡充する。②農福連携に関しては、障がい者及び、高齢者の派遣・受け入れによる地域雇用の創出や就労・就農支援を行う。③食育活動に関しては、小学校等への出前授業による食育の促進を行う。④健康づくりの推進に関しては、特定検診、特定保健指導の受診率向上のためJA広報誌等への記事掲載により周知を図るなど、その他各項目において様々な取り組みが挙げられました。松田清見組合長は、「地域と農業の活性化を目指す中で、行政と協力することで、農業者へのより幅広い支援を実現し、農業の発展に努めたい。」と話しました。

農薬の適正使用について (徳島農業支援センター)

農薬使用者は農薬取締法により、使用する人の安全、農作物・農産物に対する安全、環境・公共の場に対する安全等を確保する責務が課せられています。農薬による事故等を防止するため、農薬に関わる各人が正しい知識のもと、適正に使用するように心がけましょう！

使用禁止農薬
適用外使用農薬
残留基準値以上の農薬 が検出されたら・・・

- ・出荷の停止
- ・店舗からの出荷物の撤去
- ・購入された出荷物の回収を行う必要があります。

また、悪質な使用が認められる場合は「農薬取締法」に基づき罰則が科せられる場合もあります。(最大3年以下の懲役、若しくは百万円以下の罰金)

農薬の使用については
「使用者責任」!
「知らなかった・・・」では済まされない

登録農薬のラベルをよく確認し、
農薬使用基準(適用作物、使用量・濃度、
使用時期・回数など)を遵守!

○使用回数

- ・生育期間(播種～収穫、植え付けのための準備作業～収穫までの間)に、その農薬を使用できる最大限の回数。
- ・多年生の作物(果樹や茶など) →「前回の収穫から今回の収穫に至る間」となる。
- ・種苗消毒も総使用回数に含む。(購入した種苗があらかじめ消毒されていた場合も含む)

総使用回数は「成分」でカウントする。

農薬の使用回数は有効成分の総使用回数を
超えることはできない。

特に

- ・同じ有効成分で商品名が違う農薬
- ・複数の有効成分を含む混合剤 は注意が必要。

○間違えやすい適用作物例

- ・「トマト」と「ミニトマト」→収穫物の大きさが異なる。
 - ・「キャベツ」と「芽キャベツ」→収穫物の形態が異なる。
 - ・「未成熟とうもろこし(スイートコーン)」、「ヤングコーン」、「子実とうもろこし」→収穫時期が異なる。
- ※未成熟とうもろこし(スイートコーン)に使用できる登録作物名は、穀類・とうもろこし・未成熟とうもろこしのみ。

- ・「カリフラワー」や「茎ブロッコリー」は、「非結球あぶらな科葉菜類」ではなく「はなやさい類」に分類される。

- ・「えだまめ」に使用できる登録作物名は、野菜類、豆類(未成熟)、えだまめのみ。

○使用方法

使用方法は「散布」だけでなく、以下のような方法もあるので確認しましょう。ラベルに記載された使用方法しか使えません。

- ・散布、株元散布、土壌表面散布
- ・全面土壌混和、作条土壌混和、植穴土壌混和、播溝土壌混和
- ・灌注、土壌灌注、株元灌注、植穴土壌灌注
- ・種子粉衣、種子浸漬

適用表の外の注意事項もしっかり読んで

理解・確認しましょう。

例えば・・・

- ・ビニールハウス等の同一施設内において、収穫期が異なる作物を栽培している場合使用しない。→蒸気飛散(ペーパードリフト)により、収穫間近の作物残留基準値を超過する場合がある。
- ・風向きに注意し、下に向けて散布。散布液を浴びないように注意する。→急性毒性が強いので、吸い込むと散布作業者が危険。 等々

農薬残留基準値超過の主な原因

- ・ラベルをよく見ずに、使えない作物に使用した。例：適用がある他の作物と同じ害虫が出たので使用した。似ている作物に使用できたので使用(誤認)した。「トマト」と「ミニトマト」、「キャベツ」と「芽キャベツ」
- ・希釈倍数を守らなかった。例：所定濃度より高濃度で使用。
- ・使用時期を守らなかった。例：他の作物でも収穫前日まで使用出来たので、収穫7日前の作物でも収穫前日で使用。
- ・使用回数を超過して使用した。

基準値超過の主な原因

- ・防除器具の洗浄が不十分なまま使用。
- ・隣接する作物に使用した農薬が飛散。(ペーパードリフトの場合もある。)
- ・箱施用剤や前作に使用した農薬が後作に残留。例：稲育苗時に使用した農薬が土壌に浸み込み、その土壌で次の作物を栽培した。



住宅地等における農薬使用について

- ・学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹
- ・住宅地に近接する森林等
- ・住宅地に隣接した農地(市民農園・家庭菜園含む)

農薬を散布するときは

農薬飛散による被害の発生を防ぐために

- ・住民、子ども等の健康被害が生じないように、できるだけ農薬を使用しない管理を心がける。
- ・農薬を散布せざるを得ない場合でも、農薬の飛散防止に努めるなど、十分な配慮をする。

理事会だより (開催：令和6年1月26日)

協議事項	報告事項		
(1) 徳島県農業信用基金協会への出資金増資について【可決】	(1) 徳島県による令和5年度常例検査の実施並びに監事立会について	(3) 反社会的勢力との取引排除および疑わしい取引の届出等組織犯罪等の防止にかかる対応状況について	(5) 苦情等の受付対応実績報告について
(2) 出資口数の一部減口について【可決】	(2) 令和5年度みのり監査法人による期中監査Ⅱの実施について	(4) 事務リスク管理規程に基づく事務ミス等の発生状況・自主検査の結果および改善状況について	(6) ヘルプラインの運用実績について
			(7) 債権回収について
			(8) 第3四半期の余裕金運用状況報告について
			(9) 第4四半期の余裕金運用方針について

「最近の糖尿病治療について～その3～」

徳島往診クリニック 吉田大介

みなさん、こんにちは。徳島往診クリニックの吉田です。今回は、日本糖尿病・生活習慣病ヒューマン・データ学会による「糖尿病標準診療マニュアル」の中の「糖尿病の治療の流れ」に示されている薬剤を紹介しました。今回は、それらの薬剤のうちビグアナイド薬について説明します。

ビグアナイド薬（メトホルミン）は、第1選択薬として上げられている薬剤ですが、その作用はインスリン抵抗性の改善です。注意すべき副作用としては乳酸アシドーシスが有名で、以前は第1選択薬とされていきましたが、その発症頻度が極めてまれであることが判り、禁忌となる症例にさえ使用しなければ安全だと考えが改められました。

ビグアナイド薬導入の際、経口摂取が困難な患者や寝たきりなど、全身状態が悪い患者には投与しないことを大前提とし、年齢75歳以上では原則として新規の患者への投与は推奨しないとされています。その上で以下の注意事項が挙げられます。

①腎機能障害患者（透析患者を含む）

メトホルミンの使用に当たっては、腎機能を表す eGFR が 30mL/分/1.73m² 未満の高度腎機能障害の患者では禁忌とされます。eGFR が 30～45mL/分/1.73m² の場合にはリスクとベネフィットを勘案して慎重投与。eGFR が 30～60mL/分/1.73m² の中等度腎機能障害の患者では、腎機能に応じて添付文書上の最高用量の目安を参考に用量を調整します。

②脱水、シックデイ、過度のアルコール摂取など

メトホルミンは、脱水、脱水状態が懸念される下痢、嘔吐などの胃腸障害のある患者、過度のアルコール摂取の患者で禁忌です。利尿作用を有する薬剤（利尿薬、SGLT2 阻害薬など）との併用時には、特に脱水に対する注意が必要とされます。

③心血管・肺機能障害、手術前後、肝機能障害などの患者

メトホルミンは、高度の心血管・肺機能障害（ショック、急性うっ血性心不全、急性心筋梗塞、呼吸不全、肺塞栓など低酸素血症を伴いやすい状態）、外科手術前後の患者には禁忌です。また、軽度～中等度の肝機能障害には慎重な投与が求められます。

メトホルミンで比較的多い副作用は、胃腸症状（悪心・嘔吐、食欲不振、下痢、腹部膨満など）です。副作用の発生を防ぐために、最初は1日500mgから開始し漸増していきます。胃腸症状がない場合は1500mgまで増量して朝・夕の2回分割とします。夕の飲み忘れがある場合は、胃腸症状さえなければ、「1日1000mg、1回朝のみの投与」も可能で、血糖降下作用は2回投与と比べても遜色なしとされています。また、長期間使用時にはビタミンB12の吸収障害によるB12欠乏がありますので、貧血や神経障害がある場合は、血中ビタミンB12値のチェックが必要です。

いずれにしても、HbA1cが8%以上で、食事・運動療法を行っても高血糖が続く場合には、禁忌でなければメトホルミンを第1選択薬とします。

メトホルミンに次ぐ第2選択薬は、SGLT2阻害薬またはDPP-4阻害薬です。メトホルミンが禁忌の症例では、ASCVD、心不全、腎不全のいずれかがある場合は、心血管イベント抑制と腎保護作用のエビデンスがあるSGLT2阻害薬を、これらの合併がない場合はDPP-4阻害薬を使用します。今回は、これらの薬剤について説明します。

*アテローム動脈硬化性心血管疾患（ASCVD）は、動脈の壁の中に脂肪プラークが蓄積する臨床症状を総称した用語です。冠動脈性心疾患、脳血管疾患、末梢動脈疾患などのことを指します。

農薬空容器・不要農薬回収のお知らせ

地域の環境保全や資源の有効利用を進める上で、農薬の適正処理が必要です。J A徳島市では、下記のとおり農薬空容器と不要農薬の回収を実施致しますのでご案内申し上げます。

1. 回収場所 : J A徳島市各営農経済センター
および各支所・事務所（八万・加茂名・徳島支所除く）
※八万・加茂名・徳島支所管内の方は最寄りの営農経済センターもしくは支所・事務所での回収をお願いします。
2. 回収日時 : **令和6年3月12日（火）**
午前9時～10時30分
3. 回収品目 : 金属缶・ポリボトル・ポリ袋・アルミ缶
アルミ袋・ガラス瓶・紙袋・不要農薬（液）
不要農薬（粉・粒・水和）
4. 荷 姿 : 市販透明ポリ袋に排出用シール（各回収場所配布）を貼付けてください。
不要農薬は、市販透明ポリ袋に入れた上、ダンボール箱に入れ、排出用シールを貼付けてください。
空容器は必ず「すすぎを3回」してください。

5. 回収料金 : 1kg 当り（端数単位は切上げ）

種 類	回収料金（税込）
金属缶	330円
紙袋	330円
アルミ缶・アルミ袋	330円
ポリ袋・ポリ瓶	330円
ガラス瓶	330円
不要農薬（液・粉・粒・水和）	330円

6. 決 済 : 現金または口座引落
（令和6年3月21日頃口座引落予定）
7. 対 象 : 正・准組合員及び管内当J A利用者
（卸・小売業者は対象外）

※回収には委任状が必要となります。

委任状は広報誌に折り込んでいますので、ご記入・押印の上、回収時にご持参下さい。

眉山ミニ資材店舗の日祝日営業休止のお知らせ

このたび誠に勝手ながら、下記の業務について日祝日を休業とさせて頂くこととなりました。組合員・利用者の皆さまには、大変で迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願いします。

実施日

令和6年4月1日（月）よりミニ資材店舗の**日祝日の営業を休止**

休止する業務

- ・購買窓口業務（肥料農薬などの販売）
- ・ゆうパックの受付業務

※荷受けなどの販売業務については継続して行います。

本件に関するお問い合わせ先

南部営農経済センター 電話：088-645-0112

相談

●島田清弁護士¹の無料法律相談

【日 時】第3土曜日9：00～12：00

【申込先】金融共済部へ事前に予約が必要

☎088-622-8003

【場 所】本所1階金融相談室

●賀上延啓税理士事務所²の無料税務相談

【日 時】3/5（火）、3/12（火）、3/19（火）

9：30～15：00

【申込先】総務部へ事前に予約が必要

☎088-622-6335

【場 所】本所1階金融相談室